



よつば会だより

2017 年 11 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

10月は中旬から雨の日が続き、そこに超大型台風21号が襲来して日本各地に大雨をもたらしました。幸い台風を中心進路が四国はかなり南になり、尾道では風はほとんど感じないままに終わりました。しかし、雨量はかなりあり、御調町の川が警戒水域を超えたというニュースも流れました。11月は、天高く澄み切った気持ちのよい青空が続いてほしいですね。



～ 成年後見制度の利用時における～

医師の診断書のあり方について



みんなねっと誌10月号の「知っておきたい精神保健福祉の動き」という欄に、8月2日に最高裁判所において関係8団体(みんなねっと、日本発達障害者ネットワーク、全国手をつなぐ育成会、日本医師会など)からのヒアリングが行われたという報告記事がありました。その内容は成年後見制度を利用する際に、本人の能力を判断するための資料として用いている診断書のあり方について検討するためのもので、みんなねっとでは次のような意見を表明したという報告でした。その要点をお伝えします。

「診断書の内容に関して最も問題であるのは、後見が必要であるかどうか、または三類型(後見、保佐、補助)のどれにあたるかは、最終的に裁判所が判断すべき事項であるにもかかわらず、診断書に状況やおいて『判断能力についての意見』として、それらに関する医師の意見が述べられることになっているが、多くの場合チェックボックスへの記載を以て裁判所が判断するケースが多く、結果として医学モデルで判断がなされていることである。意見書の中で後見が必要かどうか、三類型に当てはまるのかどうかは、総合的に裁判所が判断すべきであって、医師が判断するものではない。したがって診断書の在り方を見直すのであれば、このチェック項目を削除し、医師は判断に資する状況や症状の内容の説明、根拠・所見をできるだけ詳細に意見として述べるべきである。今後、成年後見制度が財産管理以外の身上保護や意思決定支援にまで踏み込むのであれば、なおさら当事者の状況や症状を詳細に述べたものが必要になると思われ、医師の意見書だけでなく、支援者や家族の意見も反映させる必要があるであろう」



「みんなねっと」全国大会に参加して



みんなねっと主催の「第10回全国精神保健福祉家族大会 in 岡山」大会が、10月19・20日に倉敷市で開催され、参加しました。初日は全体会で12時開会。来賓祝辞、基調講演、みんなねっと活動報告、行政報告、基調講演と話が続きまして。開会から2時間40分経って、休憩もなく行政報告に入りました。厚生労働省の精神・障害保健福祉課の課長補佐が、スクリーンに報告内容を映しながら説明していくのですが、スクリーンに映し出された文字が小さくて読めない、さらに説明が早口で、報告内容が全くと言っていいほどつかめませんでした。そのうちに会場から「トイレ休憩はないのか」の声があがりました。講師の「トイレは自由に行ってください」で、ここは終わったのですが、しばらくして再び会場から「資料はないんですか」の声が上がり、「みんなねっと」の本條理事長から「資料については検討します」の回答で報告は続けられました。行政報告は1時間続けられました。この1時間で私はとても疲れました。2日目は分科会で、私は第5分科会「やはり親亡き後のことが心配です」に参加しました。全体会および第5分科会の内容は次号で報告します。大会終了後「みんなねっと」が参加者に求めたアンケートを回収箱に入れました。そのアンケート用紙に「資料がない、スクリーンの文字が小さく読めない、早口でしゃべる。家族の多くが高齢になってきていて記憶力は低下し、視力も聴力も衰えてきています。もっと高齢者に配慮した大会にしてほしい」と書いておきました。(N.T)

10月の活動報告

08日 当事者との交流会 (サロンよつば)

*「サロンよつば」は週2日、水・土曜日にオープンしています
AM10:00～PM3:00 です。気軽にお越し下さい

11月の活動予定



12日(日) 当事者との交流会 (サロンよつば)

29日(水) よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)



障害者の地域生活を可能にするために

～尾道市地域自立支援協議会の講演から～



10月7日に尾道市地域自立支援協議会が開催した「障害者の地域生活を可能にするために、本人、家族、支援者ができること」というテーマでの講演会があり、参加しました。講師は「一般社団法人広島県手をつなぐ育成会」会長の副島宏克さんでした。手をつなぐ育成会は知的障害者支援の全国組織です。話の構成は知的障害者とその家族向けになっていましたが、内容は全ての障害に通じるもので、精神障害者の家族にも大いに参考になるものでした。副島さんは A4用紙で12頁にわたる講演内容を記載した資料を用意されていて、その全てをお伝えすることはできないので、特に参考になると思える2つのことについて書いていきます。以下資料からの抜粋です。

1. 親亡き後、本人に残した財産管理の問題は？

障害のある人の日常的な家計や、より大きな資産の管理など、お金にまつわる制度はたくさんあります。ここでは、代表的な3つの制度(サービス)について基本を説明します。

(1) 成年後見制度

(この制度については、「よつば会だより」の3・4月号でも説明しているので、内容説明は省略します)

(2) 日常生活自立支援事業(かけはし)

障害のある方が地域で自立して暮らせるために、福祉サービスの利用手続きの支援や、日常生活の手続きの支援、税金や社会保険料、医療費や日用品の代金など支払いの支援やアパートなどを借りるときの賃貸借契約時の手続きサポート、預貯金通帳などの重要書類の預かりサポートを行います。利用には利用料が必要です。詳細については、お住まいの地域の社会福祉協議会へお問い合わせください。

(3) 特定贈与信託

本人が生前贈与による信託受益権を得た場合、重度の方は6,000万円、中・軽度の方は3,000万円まで贈与税が非課税になるという税制優遇策を活用した制度です。信託できるものは現金のみです。相続財産ではなく贈与財産が対象となるため、すでに本人のために多額の現金が用意できている方、もしくは親が存命中に用意できる方に向けた制度といえますし、「親亡き後」の対策の一つといえます。

2. 高齢化・重度化する障害者の、地域における支援(将来必要となる地域の支援)

(1) 高齢化・重度化するとき必要となる支援について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受け入れ・対応 ④専門性 ⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく必要がある。

(2) 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の生活を地域全体で支える構築が急務となっています。地域には障害者を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分ではなく、効果的・効率的な地域生活支援体制となっていない。また、地域で障害者やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応がはかられる体制の整備が必要である。これらの支援が地域の中にどれだけあるか、調査が必要です。